

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年2月10日
管理表No.	1206-01⑤ 改訂00

項目	コメント内容
技術基準適合	<p>技術基準の各条文毎に、以下を整理し説明すること。</p> <p>⑤対象設備の抽出プロセス，抽出した結果，漏れがないことの説明。三菱原子燃料の申請書を参考に，補正に向けて作業を進めること。</p>

(回 答)

(次頁以降に示す)

以 上

設工認対象設備として分割申請においても抽出漏れがないことを添付書類3の4.として以下の記載を追加する。

4.設工認分割申請の最終申請における確認

(1)はじめに

事業変更許可申請書に基づく設工認申請は、該当する建物及び設備・機器は多数あり、一部工事において工事期間が長期になると想定されたことから、工事全体を円滑に進めるため設工認を2回に分割して申請している。

本申請は分割2回目の最終申請であることから必要な事項がこれまでの申請で対応できているかどうか、以下の事項について確認した。

使用済燃料貯蔵施設事業変更許可申請書に基づく設工認申請書として、実効的な抽出方法を用い、申請されるべきすべての建物及び設備・機器が申請されていること。

使用済燃料貯蔵施設事業変更許可申請書に記載された基本方針に従ったものであり、貯蔵施設の技術基準規則に適合していること。

先行申請し認可された設工認と本申請との間で設計上の不整合が生じていないこと。

(2)確認体制

設工認申請書の作成は、以下の分担で実施している。

- a. 保全 G : 使用済燃料の受入施設(搬送設備及び受入設備)、計測制御システム施設、放射線管理施設、電気設備、放射性廃棄物の廃棄施設、全体取りまとめ
- b. キャスク設計製造 G : 使用済燃料貯蔵設備本体
- c. 環境・放射線管理 G : 放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設
- d. 土木・建築 G : 使用済燃料貯蔵建屋、消防用設備、通信連絡設備等
- e. 防災安全 G : 人の不法な侵入等防止設備、消防用設備
- f. 総務 G : 通信連絡設備等
- g. 技術 G : その他評価

また、設工認申請書の作成及び設工認申請書に対する規制庁殿審査コメントについても、進捗確認会議(リサイクル燃料備蓄センター長(以下センター長という。)、各作成担当者、親会社)において、情報の共有化を図るとともに、申請書の内容確認を実施している。

設工認申請(補正申請含む)においては、保安委員会(委員長(センター長)、委員(各部長他)において、規制庁殿審査コメントの反映事項、申請書の品質が確保されていることを確認している。

今回、前記 ~ に示す事項について、上記に示す設工認申請体制と同じ体制の下、再度、抽出漏れなどの過不足がないかを確認した。

(3) 確認項目・方法，確認結果，対処

最終申請における確認事項 ～ について，確認項目・方法，確認結果及び確認された申請漏れ，設計上の不整合等の対処を表3 - 3 に示す。

(4) まとめ

設工認分割申請の最終申請において，以下の事項について確認した結果，全ての確認事項において，適切に申請していることを確認した。

使用済燃料貯蔵施設事業変更許可申請書に基づく設工認申請書として，実効的な抽出方法を用い，申請されるべきすべての建物・構築物，設備・機器が申請されていること。

申請すべき全ての建物及び設備・機器は，漏れなく申請されていることを確認した。

- ・ 事業変更許可申請書
- ・ 設備図書
- ・ 様式 - 2 改 (抽出プロセス)
- ・ 様式 - 7 (QMSに基づく作成プロセス)
- ・ 主要設備リスト
- ・ 設工認申請書
 - 添付書類 1
 - 第 3 - 1 表 ¹
 - 第 3 - 4 表 ² (~)

使用済燃料貯蔵施設事業変更許可申請書に記載された基本方針に従ったものであり，貯蔵施設の技術基準規則に適合していること。

貯蔵施設全体が事業許可の基本設計方針に従ったものであり，貯蔵施設の技術基準規則に適合していることを確認した。

- ・ 設備図書
- ・ 様式 - 2 改
- ・ 様式 - 7
- ・ 主要設備リスト
- ・ 設工認申請書
 - 別添 基本設計方針
 - 添付書類 1
 - 第 3 - 1 表 ¹
 - 第 3 - 4 表 ² (~)

先行申請し認可された設工認と本申請との間で設計上の不整合が生じていないこと。

先行した分割第 1 回申請と分割第 2 回申請の全体を通して設計上の不整合が生じていないことを確認した。

- ・ 設工認申請書
 - 別添 基本設計方針
 - 第 3 - 1 表¹

なお、以下の事項について過不足があったことを確認し、記載の削除、記載の追加を行い、補正するものとする。

- ・ 使用済燃料搬出事業者との取り合いに関して以下の項目の記載がないことを確認したため明確化し、補正時に記載するものとする。
 - 事業所外運搬及び使用済燃料貯蔵建屋内への搬出入
- ・ 最大貯蔵能力について技術基準規則には要求がないが、事業変更許可申請書に記載がある。現状では、設工認申請書に記載がないため、使用済燃料貯蔵建屋の概要に収納する金属カスクの基数とともに最大貯蔵量の約 3,000t(照射前金属ウラン量)を補正時に追記するものとする。
- ・ 別添 2.2 使用済燃料の受入施設(搬送設備及び受入設備)の基本設計方針において、冷却水系統の説明でパッケージ機器の付属機器は記載しないものとしていたが、付属機器名が記載されているため、補正時には付属機器名を削除するものとする。
- ・ 添付 18 計算機プログラム(解析コード)に関する説明書において、竜巻関係の計算機プログラム(解析コード)の記載していなかったため、補正時に記載するものとする。

貯蔵施設全体が事業許可の基本方針に従ったものであり、貯蔵施設の技術基準規則に適合していることを確認した。

以上

設工認分割申請における対象設備の再確認

(1) はじめに

事業変更許可申請書に基づく設工認申請は、該当する建物及び設備・機器は多数あり、一部工事において工事期間が長期になると想定されたことから、工事全体を円滑に進めるため設工認を2回に分割して申請している。

本申請は分割2回目の最終申請であることから設工認対象設備が抜けることなく設工認対象設備として抽出できているかどうか、再確認を行う。

(2) 確認方法

設備の抽出方法においては、分割1回目の申請において「補足説明資料 設1 - 補 - 002 改 06 設工認対象設備の抽出」にて記載しており、再度、設工認対象設備の抽出に漏れがないかの確認を行うこととする。

再確認にあたり設1 - 補 - 002 改 06 にて記載している方法を再確認し、抽出した設工認対象設備に過不足がないことを設備図書、事業変更許可申請書(本文、添付六の主要仕様記載設備)、様式 - 2 改、様式 - 6、様式 7、設工認本文(要目表、基本設計方針、工事の方法)、添付書類1、第3-1表にて確認する。

設備図書(P&ID、系統図、フロー図、単線結線図、構内配置図、機器配置図、構造図)から建物・構築物及び設備・機器を抽出。

事業変更許可申請書との整合性の観点から本文、添付六の主要仕様に記載の設備を抽出。(様式 - 7、添付書類1)

技術基準規則との適合性の観点から機能要求となる建物・構築物及び設備・機器を抽出。(様式 - 2 改、様式 - 6、様式 - 7)

上記の要求事項が、設工認申請書に記載していることを確認する。

分割1回目にて申請し認可された設工認と本申請との間で設計上の不整合が生じていないことを確認する。(基本設計方針、最大貯蔵能力、発送元との所掌の明確化)

(3) 確認結果

設工認対象設備の抽出の再確認結果について第3 - 3表にて示す。

再確認の結果、以下の事項について過不足があったことを確認し、記載の削除、記載の追加を行い、補正するものとする。

- ・使用済燃料搬出事業者との取り合いに関して以下の項目の記載がないことを確認したため明確化し、補正時に記載するものとする。

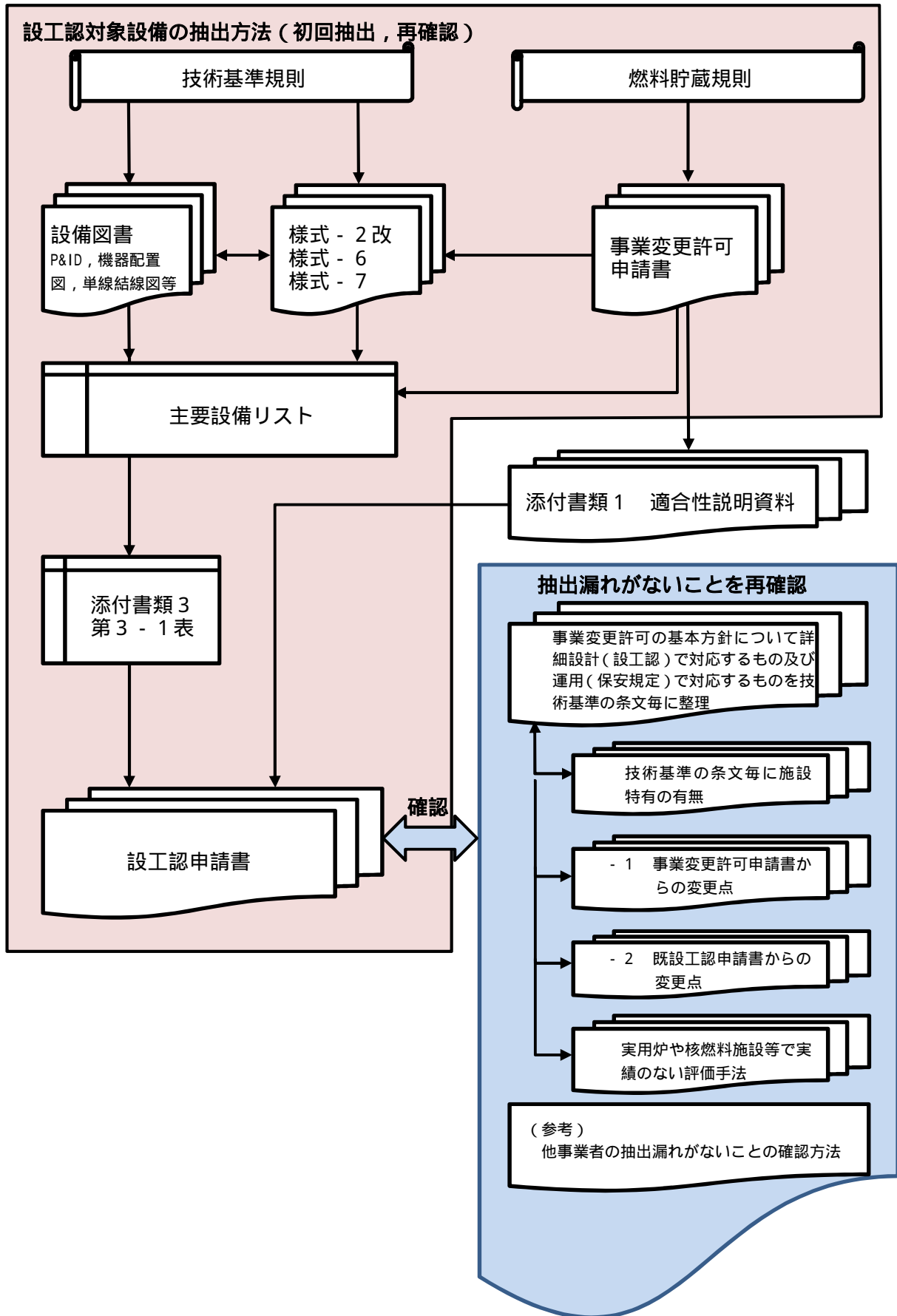
- 事業所外運搬及び使用済燃料貯蔵建屋内への搬出入

- ・最大貯蔵能力について技術基準規則には要求がないが、事業変更許可申請書に記載がある。現状では、設工認申請書に記載がないため、使用済燃料貯蔵建屋の概要に収納する金属キャスクの基数とともに最大貯蔵量の約3,000t(照射前金属ウラン量)を補正時に追記するものとする。

- ・別添 2.2 使用済燃料の受入施設（搬送設備及び受入設備）の基本設計方針において、冷却水系統の説明でパッケージ機器の付属機器は記載しないものとしていたが、付属機器名が記載されているため、補正時には付属機器名を削除するものとする。
- ・添付 18 計算機プログラム（解析コード）に関する説明書において、竜巻関係の計算機プログラム（解析コード）の記載していなかったため、補正時に記載するものとする。

以上

○抽出漏れがないことを再確認するイメージ図



第3 - 3表 設工認分割申請（分割1回目，分割2回目）の最終申請における再確認（1/4）

最終申請における確認事項	確認項目・方法	確認結果	対処
<p>使用済燃料貯蔵施設事業変更許可申請書に基づく設工認申請書として，実効的な抽出方法を用い，申請されるべきすべての建物，設備・機器が申請されていること。</p>	<p><u>A：事業変更許可申請書(本文及び添付六 主要仕様の設備)に記載されているすべての設備が抽出されていることを確認する。</u></p>	<p>事業変更許可申請書からの抽出漏れがないことを以下の資料にて確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業変更許可申請書 ・設備図書 ・様式 - 2 改（抽出プロセス） ・様式 - 7（QMSに基づく作成プロセス） ・主要設備リスト ・設工認申請書 <p>添付書類 1 第3 - 1表¹ 第3 - 4表²</p>	<p>・なし。</p>
	<p><u>B：技術基準での設置要求がある施設がすべて抽出されていることを確認する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料の貯蔵施設の技術基準規則(第5～24条)において設置要求がある施設に未申請がないかどうかを確認する。 	<p>技術基準規則の要求である設工認対象設備として抽出漏れがないことを以下の資料にて確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備図書 ・様式 - 2 改 ・様式 - 6，様式 - 7 ・主要設備リスト ・設工認申請書 <p>第3 - 1表¹ 第3 - 4表²</p>	<p>・なし。</p>

1 第3 - 1表：設工認添付書類第3 - 1表 施設と条文の対比一覧表（設工認申請対象機器の技術基準への適合性に関する整理）

2 第3 - 4表：設工認添付書類第3 - 4表 コメント対応資料 ~

第3 - 3表 設工認分割申請（分割1回目，分割2回目）の最終申請における再確認（2/4）

最終申請における確認事項	確認項目・方法	確認結果	対処
<p>使用済燃料貯蔵施設事業変更許可申請書に記載された基本方針に従ったものであり，貯蔵施設の技術基準規則に適合していること。</p>	<p><u>A：事業変更許可申請書基本方針との整合性を確認する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・設工認申請書の添付書類1に事業変更許可申請書との整合性を添付している。設工認申請書に記載すべき要求事項が含まれていることを確認する。 	<p>事業変更許可申請書の基本方針記載に整合していることを以下の資料にて確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業変更許可申請書 ・設備図書 ・様式 - 2 改 ・様式 - 7 ・主要設備リスト ・設工認申請書 別添 基本設計方針 添付書類1 第3 - 1表¹ 第3 - 4表² <p>なお，15条の基本設計方針において冷却水システムの記載箇所で空気圧縮機パッケージ機器が記載されているのを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なし。 ・補正時に付属機器を削除する。
	<p><u>B：技術基準規則への適合性を確認した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料の貯蔵施設の技術基準規則(第5～24条)に適合していることを確認する。 	<p>以下の資料にて，抽出漏れがないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備図書 ・様式 - 2 改 ・様式 - 6，様式 - 7 ・主要設備リスト ・設工認申請書 第3 - 1表 第3 - 4表² 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし。

1 第3 - 1表：設工認添付書類第3 - 1表 施設と条文の対比一覧表（設工認申請対象機器の技術基準への適合性に関する整理）

2 第3 - 4表：設工認添付書類第3 - 4表 コメント対応資料 ~

第3 - 3表 設工認分割申請（分割1回目，分割2回目）の最終申請における再確認（3/4）

最終申請における確認事項	確認項目・方法	確認結果	対処
	<u>C：工事の方法についての確認</u> ・工事の方法が技術基準規則に適合した方法になっていることを確認する。	分割申請において，工事の方法の記載が建物・構築物，設備・機器に対して，以下の資料にて，適合していることを確認した。 ・別添 工事の方法	・なし。
	<u>D：親会社との取り合い</u> ・使用済燃料の搬出事業者との取り合いについて，取り合いに係る記載の明確化を確認する。	取り合いが明確化されていることを以下の資料にて確認した。 ・金属キャスク収納物の検査 ・異常時の措置（三次蓋の扱い） なお，以下の項目の未記載を確認した。 ・事業所外運搬および使用済燃料貯蔵建屋内への搬出入（未記載）	・未記載箇所について，補正にて対応する。
加工の技術基準規則 18 条に核燃料物質の貯蔵施設の要求があるが，崩壊熱の除去の要求のみであり，貯蔵能力の記載はなし。 加工規則 2 条一八（2）に最大貯蔵能力の記載要求があるため記載したのか。	<u>E：最大貯蔵能力（約 3,000 t）及び金属キャスクの最大収容数（288 基）</u> ・事業許可申請書記載の最大貯蔵能力・金属キャスク最大収容数に対して，漏れなく申請され，最大貯蔵能力以下になることが確認されるプロセスとなっていることを確認する。	以下のとおり設工認に記載を確認した。 最大貯蔵能力を確認する記載がないため，保安規定にて最大貯蔵能力以下であることを確認することを設工認に記載する。 また，使用済燃料貯蔵建屋の概要で金属キャスクの収納数 288 基が記載されていることを確認した。	・使用済燃料貯蔵建屋の概要に最大貯蔵能力総トン数を記載する。

- 1 第3 - 1表：設工認添付書類第3 - 1表 施設と条文の対比一覧表（設工認申請対象機器の技術基準への適合性に関する整理）
- 2 第3 - 4表：設工認添付書類第3 - 4表 コメント対応資料 ~

第3 - 3表 設工認分割申請（分割1回目，分割2回目）の最終申請における再確認（4/4）

最終申請における確認事項	確認項目・方法	確認結果	対処
<p>先行申請し認可された設工認と本申請との間で設計上の不整合が生じていないこと。</p>	<p><u>A：先行申請からの変更点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種の施設，設備を分割申請していないため施設，設備において設計上の不整合は生じないことを確認する。 (分割1回目の申請は電気設備のみ) ・共通の基本設計方針において，設計上の不整合が生じていないことを確認する。 	<p>以下のとおり，記載の確認を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種の施設，設備について分割申請していないことを確認した。 ・共通の基本設計方針では，分割2回目の申請で，全ての事項を記載する。 このため分割1回目の申請段階で記載不要な箇所も記載しているが，問題ないことを確認した。 ・設工認申請書 別添 基本設計方針 第3 - 1表¹ 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・なし。
	<p><u>B：インターロック・警報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業許可申請書に記載されている受入れ区域天井クレーンのインターロックについて申請すべき事項の記載を確認する。 ・計測制御系統施設，放射線管理施設及び電気設備の警報に関して申請すべき事項の記載を確認する。 	<p>以下の資料にて，抽出漏れがないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別添 2.2 使用済燃料の受入施設（搬送設備及び受入設備）基本設計方針 ・添付 11 - 1 受入れ区域天井クレーンの金属キヤスク取り扱いに関する説明書 ・別添 2.3 計測制御系統施設 基本設計方針 ・別添 2.5 放射線管理施設 基本設計方針 ・添付 16 - 1 電気設備に関する説明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし。

1 第3 - 1表：設工認添付書類第3 - 1表 施設と条文の対比一覧表（設工認申請対象機器の技術基準への適合性に関する整理）

2 第3 - 4表：設工認添付書類第3 - 4表 コメント対応資料 ~